

## 大規模排出事業者の温室効果ガス排出状況について

京都市では、温室効果ガスの排出量を削減するため、京都市地球温暖化対策条例に基づき、市域における温室効果ガス総排出量の約1/4を占める大規模排出事業者（以下「特定事業者」という。）に対し、温室効果ガス排出量及び削減するための取組等を記載した削減報告書の提出を義務付けるとともに、その内容を公表しています。

この度、特定事業者から提出された平成30年度分の削減報告書を取りまとめましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1 特定事業者<sup>※1</sup>の温室効果ガス排出量

第三計画期間<sup>※2</sup>の第二年度である平成30年度の削減報告書を集計した結果、特定事業者（139者）の温室効果ガス総排出量は191.5万トンで、当該計画期間における基準年度総排出量<sup>※3</sup>197.2万トンから、2.9%の削減となりました（表1）。

各部門の温室効果ガス総排出量はそれぞれ削減されており、特定事業者全体として排出量削減に向けた取組が進む一方で、個々の特定事業者をみると、**139者中44者がそれぞれの基準年度排出量を上回り、うち27者は2年連続で上回る結果**となりました。

- ※1 事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が原油換算で1,500kL以上となる事業者、トラック100台・バス100台・タクシー150台以上を保有する運送事業者及び鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者（京都市地球温暖化対策条例 第2条第1項第6号）
- ※2 3箇年ごとに計画期間を定めており、第三計画期間は平成29～31年（令和元年）度
- ※3 第二計画期間（平成26～28年度）における事業者ごとの平均排出量（基準年度排出量）を合計した値

表1 特定事業者の温室効果ガス排出実績（平成30年度）

部門	事業者数 (者)	温室効果ガス総排出量（万トン-CO <sub>2</sub> ）		基準年度排出量からの 増減割合（%）
		基準年度	平成30年度実績	
合計	139	197.2	191.5	▲2.9
業務部門	84	119.9	116.9	▲2.5
産業部門	34	52.5	51.4	▲2.1
運輸部門	21	24.8	23.2	▲6.5

注 各数値の計と合計及び割合は、小数第二位以下を四捨五入しているため、一致しない場合があります。

引き続き、特定事業者が中小事業者を含む事業者全体の排出量削減を牽引し、取組を推進していく模範となるよう、本市は、排出量が増加傾向にある特定事業者を中心に個別の訪問調査等を実施し、最適な省エネ手法の提案や技術的な助言を行うとともに、優れた取組に対する表彰や他の事業者への紹介を行うなど、削減に向けたより一層の取組を支援します。

## ○ 部門別の主な排出量削減の取組

### <業務部門>

- ・空調や照明の適切な運用管理の実施，高効率機器及び設備への更新
- ・各設備（空調，照明及び給湯器等）の定期的なメンテナンスや空調の自動停止，センサによる照明の点灯制御及び居住テナントへの省エネ協力要請等の実施

### <産業部門>

- ・省エネ設備（照明，空調）への更新，建屋の断熱改修工事
- ・デマンド制御の活用や設備の自動制御化
- ・生産工程の稼働率や生産効率の向上
- ・環境マネジメントシステムに基づいた省エネ活動の実施

### <運輸部門>

- ・エコドライブの実践，低燃費車両への入れ替え，車両保有台数の削減
- ・合積輸送の実施，モーダルシフト<sup>※4</sup>の推進

※4 トラックから貨物鉄道や船舶へ輸送手段を転換すること

## ○ 部門別の主な排出量増加の要因

### <業務部門>

- ・業務稼働時間の増加や店舗，テナントの増加
- ・来客数増加等による店舗活動の活発化，改装工事や新施設導入による増加

### <産業部門>

- ・製品化，事業展開に向けた研究開発業務の拡大
- ・生産調整による待機エネルギー増加，生産量の増加
- ・生産ラインの追加導入による電気使用量の増加

### <運輸部門>

- ・営業稼働率の増加，車両の追加購入に伴う排出量増加

## 2 報告書類の公表

提出された報告書は，本市の地球温暖化対策室ホームページに公表します。

(ホームページURL)

提出書類等の公表について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000233178.html>

温室効果ガスを排出しない新車等の販売の実績に係る報告書について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000261168.html>